

佐賀県規則第21号

佐賀県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙代金収納計器取扱規則（昭和46年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(過納金の還付)</p> <p>第14条 計器取扱人は、次の各号に掲げる過納となった金額の還付を受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定により還付を受けようとする者は、還付申請書(様式第16号)及び請求書(様式第17号)に、同項第1号の自動車税の環境性能割若しくは自動車税の種別割の納付のために使用されなかった印影又は同項第2号の設定書で収納計器により同号に規定する差額に相当する金額が表示されたものを添えて、佐賀県税事務所長に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(過納金の還付又は再設定書の発行)</p> <p>第14条 計器取扱人は、次の各号に掲げる過納となった金額の還付を受け、又は収納計器使用限度額の再設定(第4項及び第5項において「再設定」という。)を受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定により還付を受けようとする者は、還付申請書(様式第16号)及び請求書(様式第17号)に、同項第1号の自動車税の環境性能割若しくは自動車税の種別割の納付のために使用されなかった印影(第4項において「誤表示印影」という。)又は第1項第2号の設定書で収納計器により同号に規定する差額に相当する金額が表示されたものを添えて、佐賀県税事務所長に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項の規定により再設定を受けようとする者は、<u>収納計器使用限度額再設定申請書(様式第17号の2)に、誤表示印影を添えて、佐賀県税事務所長に提出しなければならない。</u></p> <p>5 佐賀県税事務所長は、計器取扱人から前項の申請があった場合は、これを審査のうえ、<u>再設定することが相当であると認めるときは、再設定を行い、当該計器取扱人に対し収納計器使用限度額再設定書(様式第17号の3)を発行するものとする。</u></p>

様式第3号中「㊤」を削る。

様式第4号中「㊤」を削る。

様式第5号中「㊤」を削る。

様式第6号中「㊦」を削る。

様式第7号、様式第8号及び様式第10号中「㊦」を削る。

様式第11号及び様式第12号中「㊦」を削る。

様式第13号中「㊦」を削る。

様式第14号中「㊦」及び「㊦」を削る。

様式第15号及び様式第16号中「㊦」を削る。

様式第17号中「（ 月分）」及び「㊦」を削り、同様式中「月分誤表示等請求内訳明細書」を「誤表示等請求内訳明細書」に改める。

様式第17号の次に次の2様式を加える。

様式第17号の2 (第14条関係)

収納計器使用限度額再設定申請書

年 月 日

佐賀県税事務所長 様

計器取扱人 (計器取扱人証番号 第 号)
住所 (所在地)
氏名 (名称及び代表者名)

佐賀県証紙代金収納計器取扱規則第14条第1項の規定により、収納計器の使用限度額の再設定を申請します。

収納計器番号	
収納計器使用限度額再設定申請額	

誤表示等の明細

月日	誤表示等の額	備考
計		

様式第17号の3 (第14条関係)

収納計器使用限度額再設定書

交付番号 _____

交付年月日 _____

円

収納計器番号						
始動コード						

佐賀県税事務所長
佐賀県取扱者

様式第18号及び様式第19号を次のように改める。

様式第18号 (第15条関係)

証紙代金収納計器使用状況記録簿

区分 年月日	収納計器の数字		②のうち誤表示等の日計				有効表示日計 ②-③-④ =⑤		確認者名		
	累計額 ①	日計 ②		還付 ③		再設定 ④		金額	使用回数	計器取扱責任者	佐賀県 税務所 責任者
		金額	使用回数	金額	使用回数	金額	使用回数				
までの計	(円)	(円)		(円)		(円)		(円)			
までの計											

様式第19号 (第16条関係)

証紙代金収納計器使用状況報告書

年度 月分

証紙代金収納計器使用状況								
計器番号	計器表示金額			証紙代金表示実績				
	本月末までの計 ①	前月までの計 ②	差引計 ①-②=③	③のうち誤表示等による還付請求金額 ④	③のうち誤表示等による再設定請求金額 ⑤	本月分計 ③-④-⑤ =⑥	前月までの計 ⑦	通計 ⑥+⑦=⑧
	円	円	円	円	円	円	円	円
計								

本月末現在における収納計器取扱手数料の受領額 (既に返納したものを控除した額)	本月分	前月までの計	差引通計
-----------------------------------------	-----	--------	------

上記のとおり報告します。

年 月 日

佐賀県税事務所長 様

証紙代金収納計器取扱人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。